

## 本学におけるスポーツ学の構築をめざして —地域スポーツコースのあり方—

金田安正<sup>1)</sup>

### Aiming at the Establishment of Study Method on Sport in Biwako Seikei Sport College

#### — The establishment of the community sport course —

Yasumasa KANEDA

Key words : 生涯スポーツ, 地域スポーツ, コースの名称

#### はじめに

本学は、「スポーツ」大学を名乗っているのだが、設立10年を迎え、「体育学」でもなく「スポーツ科学」でもない、本学独自の「スポーツ学」を明確にしようというのが、今回のシンポジウムの趣旨であると理解している。

筆者の専門は障害者スポーツだが、この領域では1970年代にこの点が論議され、スポーツ科学(トレーニング科学や運動の科学)だけでなく、多くの学問領域を含み、また実践指導、研究をも含めた領域をAdapted Physical Activityと称している。スポーツ科学でも体育でもなく、スポーツでもない名称を使用しているが、1977年に学会が設立されている。包含する内容について、本学研究紀要の創刊号で紹介しているが、本稿の末尾に再度、掲載する。

今回筆者に与えられた課題は、地域スポーツコース(以下、「地域コース」という。)の立場からこの点について検討することである。しかし、「地域」という名称が、コースの実態を正確に表していないこともあり、またコースの教員の専門性が多岐にわたっているため、検討するための立ち位置を定めること

が困難である。

元々は、将来的に特色のある大学をめざすことを目的とした検討会である。そこで今回は、術語そのものを論考するのではなく、そのためには地域コースがどのようにあるべきかについて、とくに他の体育・スポーツ系大学との違いを明確にすることを目的として検討する。

なお、今回の執筆にあたり、シンポジウムで5分間という制限された発表内容を、加筆修正していることをお断りする。

#### 1 地域コースについて

学生たち、とくに低学年者に「地域コースで何を学ぶのか」を尋ねると、地域でのスポーツ活動を支援すること、総合型地域スポーツクラブの運営、そのためプロチームを含む地域スポーツクラブの連携や運営と応えるものが多い。

先に、「地域」という立ち位置では検討することが難しいと述べたが、この点について地域コース所属教員の新井は、「地域コースによる地元スポーツクラブとの連携」と題した論文の中で触れている(2009)。

新井は、次の2点を指摘している。

1) 生涯スポーツ学科

- 1：コースの教員は全員が必ずしも地域スポーツを研究の対象としていない。
- 2：地域コースといった名称であるが将来の明確な方向性が地域コースにつくられていないから、地元スポーツクラブとの連携にも明確なビジョンが立てられていない。

さらに、地域コースにおいて地域とは何を指すのかを含めて、ばくぜんとした了解で地域コースの目的を決めて活動してきている。

## 2 本学設置時の考え方

地域コースのあり方を検討するためには、本学設立時の構想を把握しておく必要がある。そこで、「びわこ成蹊スポーツ大学設置認可申請書(2002)」に記載してある、スポーツ大学設置の理由、学科の配置、コースの配置などから、生涯スポーツに関係する項目を抜き出してみる。

### (1) スポーツ大学設置を必要とする理由

「高齢化社会の急速な進行に伴って、人々は健康や体力の保持増進に強い関心を持つようになってきた。健康で明るく豊かな生活を送る手段としてスポーツが科学的観点から見直される一方、安全で楽しいというレクリエーションスポーツ等が脚光を浴びている。そのスポーツを健康という視点から生涯にわたり継続的に実践するには科学的裏付けと専門的指導が必要である。」(下線は筆者による)

### (2) 生涯スポーツ学科の設置

「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」できる生涯スポーツを教育・研究するために次の3つのコースを設けることとしている。

- ① 野外コース：今後生涯スポーツの重要な領域となるに違いない
- ② 地域コース：地域におけるスポーツの展開に必要な企画・運営の方法について実践的に学修する  
：教育・研究における主要な分野として、スポーツクラブ

と地域社会、コミュニティスポーツ、地域保健等の理論と実践を学修させる

- ③ 学校コース：生涯スポーツに精通した新しいタイプの学校教員の養成をめざす

(1)「スポーツ大学設置を必要とする理由」には、下線部で示したとおり、生涯スポーツの必要性を謳っている。しかし、(2)「生涯スポーツ学科の設置」の項には、生涯スポーツについて学ぶべき内容が、これらの3つのコースすべてに配当されているためか、コースの内容として、「生涯スポーツ」に関する具体的な内容の表記がない。

## 3 「生涯スポーツ」について

生涯スポーツのはじまりは、1950年代後半に当時の西ドイツがはじめた「第2の道」計画であるといえる。当時、東西に分かれたドイツで、それぞれの国が威信をかけてオリンピック等のメダルをかけて競っていたが、西ドイツは、これを「第1の道」として捉えた。それに対して、一般の人たちの健康と福祉に役立てるためのスポーツの普及が必要だとの観点から「第2の道」が計画された。それに基づき、「ゴールデンプラン」を立て、施設の整備や充実をめざし、1970年からは、「トリム運動」として普及しはじめた。

この一般の人たちへのスポーツすることをすすめる運動は、他のヨーロッパ諸国にまで広がり、やがて1975年の第1回ヨーロッパスポーツ閣僚会議における「ヨーロッパ・スポーツ・フォア・オール憲章」の採択に至った。

日本でも、スポーツ政策は学校体育や一部のスポーツ愛好者、エリート選手の育成を中心として考えられてきた。この頃から、ようやく一般の人の人間性の回復、心身の健康の維持・増進をめざすことの重要性が認められだし、多くの国民が、生涯にわたってスポーツ活動を行うことが勧められるようになった。

この領域を日本では、従来「社会体育」と

称していたのだが、ヨーロッパの影響を受け「みんなのスポーツ」として広まった。その後、文部省体育課の改組で、「生涯スポーツ課」が設置されたことで、生涯スポーツの名称が定着した。

#### 4 Sport for All からの方向転換

スポーツを取り巻く環境（政治，社会，経済など）が変化したことやスポーツに対する関心，欲求が高まったことなどから，21世紀に向けて，新しく1992年に「新ヨーロッパ・スポーツ憲章（European Sports Charter）」が採択された。内容的には，「スポーツに興味と能力を持つ者は誰でも，そのスポーツの競技水準を高め，個人の定めた到達水準，あるいは一般に認められた高度な水準までに極める機会を保障する」と，トップレベルのスポーツまでを含めたものという，従来の「スポーツ・フォア・オール」の考え方とは随分と異なったものになった。

さらに「新ヨーロッパ・スポーツ憲章」に加え，「スポーツ倫理綱領」も本会議で採択された。この倫理綱領は，ドーピングやフーリガンなどの暴力行為や過剰な商業主義などのマイナスの影響を配慮したものである。

日本を含めた世界の各国が，「スポーツの基本法律」の見直しをしているが，この新しいスポーツ憲章および倫理綱領が大きな影響を与えている。

#### 5 日本における動向

ヨーロッパから新しいスポーツ政策が伝えられたこと，また，総合型地域スポーツクラブの育成事業について1995年度から大型予算がついたこともあり，日本でも1961年に制定された「スポーツ振興法」を見直す動きが出てきた。

文部省（当時）から諮問を受けた保健体育審議会は，1997年，「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」を答

表1 保健体育審議会答申（1997年）（抜粋）

はじめに
I 生涯にわたる心身の健康に関する教育・学習の充実（略）
II スポーツと生涯にわたるスポーツライフの実現
一 スポーツの意義
二 健康とスポーツ
三 生涯にわたるスポーツライフの在り方
四 女性とスポーツ
五 障害のある人とスポーツ
六 スポーツライフの実現方策
III 学校における体育・スポーツ及び健康に関する教育・管理の充実（略）
IV 家庭におけるスポーツ及び健康学習の推奨
一 家庭に望まれること
二 家庭におけるスポーツの実践と健康学習
V 地域社会におけるスポーツ及び健康学習の充実
一 地域社会に望まれること
二 地域のスポーツ環境づくり
三 地域社会における健康学習

表2 スポーツ立国戦略（2010年）（抜粋）

1 ライフステージに応じたスポーツ機会の創出
(1) 総合型地域スポーツクラブを中心とした地域スポーツ環境の整備
(2) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
(3) 学校における体育・運動部活動の充実
2 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化（略）
3 スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出
(1) トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出
(2) スポーツ界の連携・協働の促進
4 スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上（略）
5 社会全体でスポーツを支える基盤の整備（略）

申した。項目を表1で示すが、生涯にわたる心身の健康、生涯にわたるスポーツライフの実現、学校や家庭におけるスポーツ、地域社会におけるスポーツについて答申している。

2000年には、スポーツ振興基本計画（文部省告示151号）が発表された。主な内容は、総合型地域スポーツクラブを構築することによって日本のスポーツの状況を変えることと、スポーツ振興のシステムを新しく打ちたてようとしていることである。

2010年にはスポーツ立国戦略が打ち出され、2011年にはスポーツ基本法が成立している。スポーツ立国戦略の重点戦略は、表2のとおりであるが、「ライフステージに応じたスポーツ機会の創造」では、地域でのスポーツの推進とライフステージに応じたスポーツ活動の推進とを分けている。

## 6 今後のコースのあり方について

新ヨーロッパ・スポーツ憲章により、「Sport for All」の考え方がトップレベルのスポーツまでを含めた内容に広がり、また文部科学省が総合型地域スポーツクラブの普及に力を入れ、地域性を強調することから、従来の「生涯スポーツ」という文言は徐々に使われなくなっている。その証左として、文部科学省が今春、組織令の一部を改正し、「生涯スポーツ課」を「スポーツ推進課」に改めたことをあげることができる。

従来の生涯スポーツは、「スポーツ立国戦略」でも打出しているとおおり、「地域でのスポーツの推進」と「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」とに大別できる。現在、本学の地域コースでは、前者としてだけで理解されがちである。その弊害を取り除くためには、後者も含めたニュアンスの名称が望まれる。そのため、コースの名称は、「生涯スポーツコース」、あるいは「スポーツ推進コース」がふさわしいのではないかと考えられる。

あるいは、地域スポーツコースを2分割し、「地域スポーツコース」と「生涯（または

福祉厚生）スポーツコース」とに分けることも考えられる。

生涯スポーツコースの名称については、関西地区の学部・学科に多く見られる「福祉」という用語を充てることも考えられるが、今後、詳細に検討する必要がある。

参考：健康福祉学部（神戸女子大学）、医療福祉工学部健康スポーツ科学科（大阪電気通信大学）、健康福祉学部（大阪体育大学）、人間健康学科福祉と健康コース（関西大学）など

## 7 障害者スポーツ教授者の立場から

### (1) 福祉に強い人材の養成について

2006年の保険診療報酬改定で、リハビリテーション医療（リハビリ）訓練が早期に打ち切られることになった。

故多田富雄氏（東京大学名誉教授；免疫学者）は、脳梗塞を患いリハビリ訓練を続けていたが、この改定により訓練が途中で打ち切られてしまった。それに対し、打ち切り反対運動を繰り広げ、また「寡黙なる巨人（2007年7月）」や「わたしのリハビリ闘争（2007年11月）」などの著書で、打ち切り反対を訴えた。

リハビリ訓練の早期打ち切りで、リハビリ難民と呼ばれる多くの障害者、特に脳卒中の後遺症による片まひ者が路頭に迷っている。最近の障害者スポーツセンターには、このような人たちが大勢詰めかけ、自己流のやり方でリハビリ訓練に励んでいる。

今後の超高齢化社会において、ますます医学的なりハビリ訓練ではない、生活の中での機能訓練の需要が増えることは十分に予測できる。公私を問わず、これからのスポーツ施設には機能訓練を配慮したスポーツ指導ができる人材が必ず必要になるものと考えられる。本学において、他に先駆けて、このような人材を育成していく必要がある。

## (2) 障害者スポーツからみたスポーツ学（本学紀要創刊号からの再掲）

筆者が専門としている障害者スポーツの世界では、1970年代から障害者の体育・スポーツをadapted physical activity (APA)と呼んでいる。国際的な学会名はInternational Federation of Adapted Physical Activityというが、1977年から2年ごとに学会が開かれている。理論と実践を結びつけるためのワークショップによる実技講習会が毎回行われているのが特徴である。関連する学問領域は図のとおり広範である。

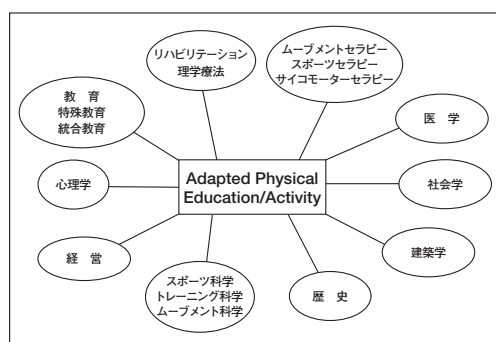


図 Adapted Physical Education / Activity

## 文献

- 新井 博 (2009) 地域スポーツコースによる地元スポーツクラブとの連携について. びわこ成蹊スポーツ大学紀要, 2008/2009: 151-156.
- Doll-Tepper (2001) Adapted Physical Activity - Developments and Challenges from an International Perspective, Proceedings of 13th International Symposium Adapted Physical Acitivity, Bettina Moessenboeck, pp.29-36.
- 藤井英嘉, 稲垣正浩 (2006) スポーツ科学からスポーツ学へ. 叢文社: 東京.
- 学校法人大阪成蹊学園 (2002) びわこ成蹊スポーツ大学の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類, びわこ成蹊スポーツ大学設置認可申請書, 1-22.
- 池田 勝 (1996) 新ヨーロッパ・スポーツ憲章に学ぼう. 体育科教育, 1996. 11: 36-38.
- 森岡裕策 (2010) 基礎からわかる「スポーツ立国戦略」Q&A. 体育科教育, 2010. 11: 18-21.
- 佐伯年詩雄 (2011) 「スポーツ基本法」を問うースポーツ立国論のイデオロギーと実践, 現代スポーツ評論25. 創文企画: 東京, pp.134-139.
- 笹川スポーツ財団 (2011) スポーツ白書=スポーツがめざすべき未来ー.
- 鈴木裕輔 (2011) スポーツの今を知るために「スポーツ基本法は誰のため, 何のための法律なのか」. 体育科教育, 2011. 10: 57.

